



令和3年 春の火災予防運動



実施期間

- 十和田市(湖畔地区除く)・六戸町
令和3年4月12日(月) から 4月18日(日) まで
- 十和田市(湖畔地区)
令和3年4月19日(月) から 4月25日(日) まで



春の火災予防運動とは

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施しています。

住宅防火

いのちを守る 7つのポイント 3つの習慣・4つの対策

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対に止めましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置しましょう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。



山火事予防



- 強風時や乾燥時は、たき火や枯れ草焼きはやめましょう。
- 屋外で火気を使用する際は水や消火器を準備し、その場を離れないようにしましょう。
- たばこの投げ捨ては絶対にやめましょう。



住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理を

住宅用火災警報器の作動確認はしていますか？本体にホコリがつくと火災を正常に感知できなくなったり、誤作動を起こす可能性があります。また、しばらく確認していない間に本体の電池が切れてしまっている場合もあります。この機会に、乾いた布か十分絞った布で汚れを拭き取るとともに、正常に作動するか点検ボタンまたは点検ひもで確認しましょう。また、**設置から10年以上経過している場合**は、内部の電子機器が劣化しているおそれがあるため、本体の交換をお奨めします。また、住宅用火災警報器を設置されていないご家庭は、大切な人の命を守るため、早急に設置しましょう。